

建築物の名称			
完了検査日		検査員	
確認年月日・番号		検査員	
建築場所			
建築主氏名			
工事監理者所属・氏名		係員氏名	
工事施工者所属・氏名		係員氏名	

## 集団規程の検査

検査項目	検査内容	確認日付		工事監理者 検査方法※ A：目視検査 B：計測検査 C：監理者報告	検査機関用		
		施工者	監理者		結果		是正
					一次	二次	月日
敷地の安全性 (法19条、条例等)	1 がけ又は擁壁の安全性			A・B・C			
	2 切り土・盛り土の状況			A・B・C			
敷地と道路の関係 (法42条 43条)	1 前面道路の幅員の確認			A・B・C			
	2 接道長さの確認			A・B・C			
	3 敷地内通路、専用通路の幅			A・B・C			
	4 二項道路の後退部分の確認			A・B・C			
	5 法43条許可条件との整合			A・B・C			
敷地面積 容積率 建蔽率 (法52条 53条)	1 敷地形状の確認			A・B・C			
	2 確認申請図面の平面との照合 (平面プランの確認)			A・B・C			
外壁後退等 (法54条)	1 建物配置の確認 (敷地境界線からの建物離れの確認)			A・B・C			
道路斜線等 (法55条 56条 58条)	1 確認申請図書の立面図との照合 (各部分の高さの確認)			A・B・C			
	2 緩和規定適用の場合後退部分の外構 制限及び前面道路との高低差等の確認			A・B・C			
	3 庇又は軒の高さの確認			A・B・C			
確認表示板の設置 (法89条)	1 確認表示板の設置及び記載内容確認			A・B・C			
その他							

※C:監理者報告は「施工記録」「写真」等による

単体規定の検査

検査項目	検査内容	確認日付		工事監理者	検査機関用			
		施工者	監理者	検査方法※	結果		是正	
				A：目視検査 B：計測検査 C：監理者報告	一次	二次	月日	
耐火建築物の要求 (法21条 27条 61条 62条)	1 主要構造部の仕様			A・C				
	2 延焼のおそれのある部分の外壁開口部の仕様			A・C				
屋根(法22条 62条)	1 屋根の構造			A・C				
外壁(法23条)	1 延焼のおそれのある部分の外壁の構造			A・C				
大規模の木造の特殊 建築物の外壁等 (法25条)	1 延焼のおそれのある部分の外壁の構造 及び軒裏の構造			A・C				
	2 屋根の構造			A・C				
防火壁 (法26条 令113条)	1 防火壁の位置、構造、形状等			A・B・C				
	2 防火壁に設ける開口部の形状、防火戸の構造			A・B・C				
	3 防火壁を貫通する給水管等の配管、換気等			A・C				
外壁開口部設備 (令136条の2)	1 延焼のおそれのある部分の外壁の開口部 の構造			A・C				
看板等の防火措置 (法64条)	1 看板、広告塔の工作物の主要な部分 の仕様			A・C				
階段 (令23~26条)	1 階段及び踊場の幅、蹴上、踏面			A・B・C				
	2 踊場の位置、踏幅			A・B・C				
	3 側壁、手摺、中間手摺の位置			A・C				
	4 傾斜路の構造			A・B・C				
防火区画(令112条)								
1) 面積区画 <small>1500㎡・1000㎡・500㎡ [耐火・準耐火 ・1h準耐・145準耐 ・0-1準耐・0-2準耐]</small>	1 区画の位置(スプリンクラー等の設置)			A・C				
	2 床・壁の仕様			A・C				
	3 防火戸の仕様・作動			A・B・C				
2) アトリウム (特定空間部分)	1 区画の位置			A・B・C				
	2 特定部分の仕様(用途・形状・内装他)			A・B・C				
	3 防火戸の仕様・作動			A・B・C				
3) 高層区画(11階以上)	1 区画の位置(スプリンクラー等の設置)			A・C				
	100㎡	2 床・壁の仕様		A・C				
		3 防火戸の仕様・作動			A・B・C			
	200㎡・500㎡	2 床・壁の仕様			A・C			
		3 防火戸の仕様・作動			A・B・C			
		4 内装			A・C			
4) 竪穴区画	1 区画の位置			A・C				
	2 床・壁の仕様			A・C				
	3 防火戸の仕様・作動			A・B・C				
	4 内装(但し書き適用)			A・C				
5) 異種用途区画	1 区画の位置			A・C				
	1 壁の仕様			A・C				
	2 防火戸の仕様・作動			A・B・C				

※C:監理者報告は「施工記録」「写真」等による

検査項目	検査内容	確認日付		工事監理者	検査機関用		
		施工者	監理者	検査方法※	結果		是正
				A：目視検査 B：計測検査 C：監理者報告	一次	二次	月日
6) スパンドレル	1 スパンドレル（構造、幅等）			A・B・C			
	2 防火戸の仕様			A・B・C			
7) 区画の貫通分	1 給水管等（すき間の処理）			A・C			
	2 給水管等（貫通部分等の仕様）			A・C			
	3 ダクト等（すき間の処理、ダンパー）			A・C			
建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁(令114条)	1 構造、防火措置			A・C			
	2 界壁等貫通部分の措置			A・C			
廊下、避難階段、出入口							
1) 廊下（令119条）	1 幅員、形態（避難経路）			A・B・C			
2) 直通階段（令120条）	1 直通性			A・C			
	2 内装・歩行距離（最長 m）			A・B・C			
3) 2以上の直通階段（令121条）	1 重複距離（最長 m）			A・B・C			
	2 重複距離の但し書き適用			A・C			
	3 2以上の直通階段の設置免除			A・C			
4) 避難階段（令122条）							
屋内避難階段	1 構造（耐火壁・内装・非常用照明等）			A・C			
	2 防火戸の仕様・作動			A・B・C			
屋外避難階段	1 2m以内の開口部			A・B・C			
	2 防火戸の仕様・作動			A・B・C			
特別避難階段	1 階段室構造（耐火壁・内装・非常照明等）			A・B・C			
	2 付室等（耐火壁・内装・排煙・非常照明等）			A・B・C			
	3 階段室・付室等の規模			A・B・C			
	4 防火戸の仕様・作動			A・B・C			
ただし書き適用	1 設置免除の要件			A・B・C			
5) ヴィネット住戸の緩和（令120条、令123条の2）	1 階数・出入口			A・C			
	2 歩行距離			A・B・C			
6) 大規模物品販売店舗（令124条）	1 避難階段、特別避難階段の構造			A・C			
	2 各階の階段幅・出入口幅			A・B・C			
	3 屋外への出入口の幅			A・B・C			
7) 屋外への出口等（令125条、令125条の2）	1 階段及び居室からの距離（最長 m）			A・B・C			
	2 施錠装置の構造			A・C			
8) 屋上広場等（令126条）	1 屋上広場の設置			A・C			
	2 手摺の設置			A・B・C			

※C:監理者報告は「施工記録」「写真」等による

検査項目	検査内容	確認日付		工事監理者	検査機関用		
		施工者	監理者	検査方法※	結果		是正
				A：目視検査 B：計測検査 C：監理者報告	一次	二次	月日
排煙設備 (令126条の2、 令126条の3)	1 自然排煙（排煙窓の位置、大きさ）			A・B・C			
	2 機械排煙						
	a) 排煙機の能力			A・C			
	b) 排煙口の位置、風量			A・B・C			
	c) ダクトの構造			A・C			
	d) 予備電源			A・C			
	3 防煙区画			A・B・C			
	4 手動開放装置の位置			A・B・C			
5 設置免除部分の確認			A・C				
非常用の照明装置 (令126条の4、 令126条の5)	1 居室部分における設置位置			A・C			
	2 避難経路における設置位置			A・C			
	3 器具の作動			A・C			
	4 床面での照度			A・B・C			
	5 告示1411の特例（歩行距離の確認）			A・B・C			
非常用の進入口 (令126条の6、 令126条の7)	1 設置位置・間隔			A・B・C			
	2 幅・高さ及び下端の床面からの高さ			A・B・C			
	3 ハルコニーの奥行き及び長さ			A・B・C			
	4 赤色灯及び赤色の進入口表示			A・C			
	5 ただし書き適用						
	a) 代替進入口の設置、仕様			A・B・C			
	b) 非常用の昇降機の設置			A・C			
敷地内の通路 (令128条)	1 屋外避難階段から道等に通ずる通路 (最小幅 m)			A・B・C			
	2 屋外への出入口から道等に通じる通路 (最小幅 m)			A・B・C			
大規模な木造等の建築物 の敷地内における通路 (令128条の2)	1 建築物の周囲に設ける通路			A・B・C			
特殊建築物等の内装 (令128条の3の2、令 128条の4、令128条の 5、令129条)	1 居室（不燃、準不燃、難燃材料）			A・B・C			
	2 避難経路（不燃、準不燃材料）			A・C			
	3 火気使用室（不燃、準不燃材料）			A・C			
	4 車庫、無窓居室、地階特殊建築物の居室			A・C			
	5 内装制限の免除			A・C			
非常用の昇降機 (令129条の13の2、 令129条の13の3)	1 非常用の昇降機の位置、台数			A・B・C			
	2 乗降ロビーの構造、規模			A・C			
	3 非常用エレベーターの構造等			A・C			
	4 設置免除の要件			A・B・C			
天井高（令21条）	1 居室の天井高			A・B・C			

※C:監理者報告は「施工記録」「写真」等による